令和4年度に婚姻されたみなさまへ

三春町　結婚新生活支援補助金

家賃・引っ越し代・住宅購入費・リフォーム代を最大 30 万円補助します！

＊＊＊　申請期間　＊＊＊

令和5年3月31日(金)まで

※期日を過ぎての受付はできません。

予算に限りがあります。
予算に達した時点で申請を締め切らせていただきます。

＊＊＊　対象世帯　＊＊＊

次の①～⑤、**すべてにあてはまる方**

① **婚姻日**について

・婚姻日が令和4年1月1日から令和5年3月31日の間である

② **年齢**について

・夫婦ともに、婚姻日時点の年齢が39 歳以下であること

③ **所得**について

・直近の所得証明書に基づく夫婦の合計所得額が、400万円未満であること（年収およそ540万円）

■申請日において、無職の方は所得額を0円とします。(離職票等が必要)

■貸与型奨学金を返済した分は、所得額から控除します。

④ **住居**について

・対象となる住居が町内であること

・その住居に住民登録していること（いずれか一方でも可）

⑤ その他　・他の公的制度により家賃補助等を受けていない。

・過去に本補助金の交付を受けていない。　・町税等の滞納がない。

＊＊＊　対象費用　＊＊＊

令和4年1月1日(土)～令和5年3月31日(金)の間に支払った次の費用

◇住宅の新築・購入◇　建物の新築・購入費用

◇住 宅 の 賃 借◇　賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料(駐車場代は対象外)

※職場等から住宅手当を受給している場合はその分を除く

◇住宅リフォーム◇　住環境整備等リフォーム費用(外構工事や家電設置は対象外)

◇引っ越し◇　引越業者・運送業者に払った費用

＊＊＊ 申請から交付までの流れ ＊＊＊

申請
申請書に必要事項を記入して、必要書類を添えた上で、
企画政策課（役場2階）へ提出してください。

審査
町が提出された書類を審査して、補助金交付を決定します。

決定
申請者へ交付決定通知が届きます。
（請求書が同封されています）

請求
請求書に必要事項を記入して、必要書類を添えた上で、
企画政策課（役場2階）へ提出してください。
※補助金は、請求書に記入いただいた口座へ後日振り込まれます。

＊＊＊ 提出書類 ＊＊＊

申請書類は町の HP からも取得できるよ♪

共通

① **三春町結婚新生活支援補助金　交付申請書**（様式第1号）
② （婚姻後）**戸籍謄本**（全部事項証明書） または **婚姻届受理証明書**
③ **住民票謄本**（世帯全員分）
④ **所得証明書**（夫婦**それぞれ1通**ずつ）
※所得がない場合も、証明書を提出してください。（非課税証明書等）
【取得年度について】 申請時点で最新年度のものを取得してください。
⑤ **納税証明書**（夫婦**それぞれ1通**ずつ）
※三春町の町税で該当する税目すべて

該当する対象経費について必要書類

□ **住宅を新築・購入した方**･･･①住宅の売買契約書または工事請負契約書の写し
②売買費用等の領収書の写し
□ **住宅を賃借した方**･･･①住宅の賃貸借契約書の写し　②賃貸借用の領収書等の写し
③住宅手当支給証明書（様式第2号）
□ **住宅をリフォームした方**･･･①工事請負契約書又は請書の写し
②リフォーム工事の領収書等の写し
□ **引っ越しした方**･･･①引っ越し費用の領収書等の写し

その他　必要書類

□ 申請日時点で無職の方･･･離職票　または　退職証明書等
□ 貸与型奨学金を返済している（いた）方･･･返済した額が分かるもの（返済額証明書、通帳の写し等）
■申請が4～5月：令和2年中の返済額　■申請が6～2月：令和3年中の返済額

【申請・問合せ先】
三春町役場　企画政策課　　三春町字大町1－2　TEL：0247－62－1122